

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月十八日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第二十四号

##### 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表の第五号中「証人」を「裁判員（裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員を含む。）、検察審査員（補充員を含む。）、証人」に、「参考人」を「又は参考人」に改める。

##### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項の表の第五号の改正規定中裁判員（裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員を含む。）に係る部分は、平成二十一年五月二十一日から施行する。